

## 三郷町有料広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町の公共物等に有料広告（以下「広告」という。）を掲載することにより、新たな財政収入を確保するとともに、民間事業者等の育成・振興及び地域経済の活性化を目的とする。

### (広告掲載対象)

第2条 広告を掲載できる公共物等は、町ホームページとする。

### (広告掲載の基準)

第3条 掲載する広告の内容及び表現は、信用性と信頼性を有するものとし、次に掲げる基準に該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及び品位並びに景観等を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

### (広告掲載の順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 民間企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 民間企業のうち、前号に該当しないものの広告
- (4) その他掲載する広告として適当であると町長が認めるものの広告

### (広告掲載の申込み)

第5条 公共物等に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、有料広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載希望広告の紙媒体又は電子データによる原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

### (広告掲載の決定等)

第6条 町長は、前条の有料広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、当該申込者に有料広告掲載決定通知書（第2号様式）又は有料広告非掲載決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

### (申込者の責任等)

第7条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 広告原稿作成等に要する費用は、申込者の負担とする。

### (広告掲載取扱基準)

第8条 広告を掲載しようとする公共物等を所管する部署（以下「所管部署」と

いう。)は、次に掲げる項目を規定した広告掲載取扱基準を定めなければならない。

- (1) 広告の掲載位置
- (2) 広告の規格及び掲載料
- (3) 広告掲載希望者の募集方法
- (4) 広告の掲載期間
- (5) 広告掲載の申込み方法及び申込期限
- (6) 広告掲載の決定
- (7) 広告掲載料の納付
- (8) 広告掲載の取消し
- (9) その他町長が必要と認める事項

2 所管部署は、前項の基準の定めるところにより、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。